



産業医 田名 毅  
首里城下町クリニック

# 放置できない！ 健康診断結果 重症化を予防するため

産業医だよりでは、毎月私のクリニックで行っている 地域むけ医療講演会 YouTube 配信の内容を要約してお伝えしていますが、12月は配信しておりませんので、今回は私が産業医として関わっている事業所へ今年度から始めた「健康診断結果 重症化予防」についてお伝えします。

## 1. 産業医の役割

産業医の役割は多岐に亘りますが、職員が職場で、健康で快適な環境で働けるよう、専門的な立場から指導や助言をする役割があります。産業医の職務は労働安全衛生法(規則 14 条)によると9つに分類されていて、今回はその中の①健康診断の実施とその結果に基づく措置の取り組みについてお伝えします。

私は現在14事業所の産業医をしており、対象者は2,000名を超えています。事業所訪問日以外は、当院の「働く人健康支援室」に在籍している産業保健スタッフ(保健師)が私をサポートし、皆さんとの健康相談や産業医業務の窓口になっています。私も診療の合間や昼休み、診療後に面談や相談を受けることがあります。その際の日程調整も保健師が窓口になっています。

### 産業医の職務(労働安全衛生規則第14条)

- ① 健康診断の実施とその結果に基づく措置
- ② 長時間労働者に対する面接指導とその結果に基づく措置
- ③ ストレスチェックとストレスチェックにおける高ストレス者への面接指導その結果に基づく措置
- ④ 作業環境の維持管理
- ⑤ 作業管理
- ⑥ 上記以外の労働者の健康管理
- ⑦ 健康教育、健康相談、労働者の健康の保持増進のための措置
- ⑧ 衛生教育
- ⑨ 労働者の健康障害の原因の調査、再発防止のための措置

## 2. 健康診断結果に基づく対応(現状)



医療機関	氏名	カナ	性別	生年月日	年齢	健診日	フォローアップ 面談① 面談② ④情報提供 ⑤二次健診 ⑥確認
1			性男1 女2				①⑤⑥
2							③⑥
3							③⑤⑥

フォローアップ一覧表

### 健康診断に基づく産業医の判定(保健指導区分)

#### 1. フォローアップ一覧表の見方

労働安全衛生法第六十六条の七(保健指導等)に基づき実施している医師または保健師による保健指導について、当院における保健指導区分を下記のとおり実施しています。(令和2年度健診結果より)

- 面談①: 最優先で面談が必要な方
- 面談②: 優先で面談が必要な方
- 面談③: 時間があれば面談したい方、または所属部署へ行った際に面談をしたい方
- ④情報提供: メッセージで対応
- ⑤(労災)二次健診(4項目または3項目)  
対象: 放置すると脳・心疾患の恐れがある方。 流れ: 二次健診の受診勧奨メッセージ対応。  
健康管理担当者は給付請求書を作成 (\*3項目の場合は請求書に産業医のサインが必要)  
→本人へ渡して二次健診を勧める → 受診後は事業所に結果が届く → 産業医へ報告 必要時面談
- ⑥確認: 医療機関への受診が必要な方(再検査・精密検査・治療)

現在、事業所の健康管理担当者から預かった健診結果は一人ひとり確認し、産業医面談の優先順位をつけて、事業所ごとの一覧表(フォローアップ一覧表)を作成しています。この一覧表は、取り扱い注意

として事業所の健康管理担当者とだけ共有していますのでご安心下さい。産業医との面談は、優先順位の高い方から進めていく場合が多いのですが、仕事の都合や希望しない等の理由で面談に繋がらない方もいるのが現状です。先に話した産業医の職務にある健康診断の結果に基づく措置ができない、ということになります。特に、血圧や血糖が著しく高い状態が続いている、高度な貧血状態が数年放置されている方が産業医の面談に応じない場合、腎不

全末期の状態では透析になる、突然、脳卒中や心筋梗塞などで生命にかかわる状態に陥る…などが予測されます。

それを予防するのが今回のテーマ「健康診断結果から重症化を予防する」です。

そのような方の健康診断結果を確認したら、まずは、事業所の健康管理担当者へ受診勧奨や早めの産業医面談の調整をお願いしています。その上で、受診が確認できない、産業医との面談に応じない、何年もデータが改善されていない…の末に、ある時、入院になったと聞くと、もっと早いうちに何かできなかったか、と悔やまれることが多くはありませんがこれまで数件ありました。

### 3. 法的根拠に基づいた 就業に関する産業医意見書の発行

#### 健康診断結果の産業医の事後措置について

健康診断の結果を確認し、通常勤務、就業制限、要休業といった3区分で判定します。有所見者を含め、ほとんどの労働者が通常勤務に区分されますが、**著しい健康診断結果の異常の場合は就業制限に区分される**ことがあります。

就業判定が必要な理由は、

- ①企業としての安全配慮義務（労働契約法第5条）
- ②病者の就業禁止（安衛法第68条に罰則規定あり）

などが、法的な根拠となっています。

\*1: 著しい健康診断結果の異常とは、血圧や血糖が極めて高い、高度貧血が著しい等放置するといつ何が起ころうもおおしく危険な状態

#### 産業医の就業判定

就業区分		就業上の措置の内容
区分	内容	
通常勤務	通常の勤務でよいもの	
就業制限	勤務に制限を加える必要あり	勤務による負担を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の編子、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換などの措置を講じる
要休業	勤務を休む必要あり	療養のため、休暇、休職などにより一定期間勤務させない措置を講じる

#### 労働安全衛生法第66条の5に基づく 就業に関する産業医意見書

健康管理部門長 様  
該当者所属長 様

令和 年 月 日の健康診断結果等に基づき以下の就業制限が必要と判定いたします

氏名	性別	生年月日	
		昭和・平成・令和	年 月 日生( 歳)
就業区分	就業制限 ・ 要休業		
措置理由	<input type="checkbox"/> 血圧 ( ) <input type="checkbox"/> 血糖検査 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( ) の為、( 受診・精密検査・治療・治療状況確認 ) が必要である		
措置内容	<input type="checkbox"/> 労働時間の短縮 <input type="checkbox"/> 出張の制限 <input type="checkbox"/> 時間外労働の制限 <input type="checkbox"/> 労働負荷の制限 <input type="checkbox"/> 作業の転換 <input type="checkbox"/> 就業場所の変更 <input type="checkbox"/> 深夜業の回数減少 <input type="checkbox"/> 昼間勤務への転換 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
措置期間			
令和 年 月 日 産業医 田名 毅 印			

健康管理部門長

確認日	役職	氏名
令和 年 月 日		印
今後の対応		

該当者所属長

確認日	役職	氏名
令和 年 月 日		印
今後の対応		

産業医 → 健康管理部門長 → 該当者所属長 → 健康管理部門(保管) → 産業医(写)

首里城下町クリニック 働く人健康支援室

私どもで重症化に至るハイリスク者へのアプローチ方法を検討し、当院の「働く人健康支援室」の新しい取り組みとして、そのような方々の中でどうしても受診や産業医面談に繋がらない方に対し、法的根拠に基づいた「就業に関する産業医意見書」を作成(発行)することにしました。この意見書で、「労働時間の短縮」「受診・治療するための時間の確保」などを提言しています。つまり就業制限です。健康診断の結果でこのまま放置できない場合に発行します。また、就業に関する意見書には①健康管理部門長、②当該者所属長から、今後の対応について返事をいただく箇所があります。**事業所には安全配慮義務(従業員の健康と安全に配慮する)**があるため、就業制限となった本人だけでなく職場の上司にも関わることを求めます。就労制限等には期間を定め、その解除は、「受診の確認」や「検査結果の改善」等をもって行っていきます。

### 4. さいごに

職場の健康管理担当者から産業医との面談の声掛けがあった場合は、短時間でもよいので応じてほしいと思っています。面談では、治療状況の確認だけでなく、疲労の蓄積や心身の健康状態を確認し、仕事と健康状態のバランスの話ができます。主治医とは異なった立場で、本人や(必要なら)職場にアドバイスができます。皆さんから面談を希望することもできます。その際は職場の健康管理担当者へお申し出ください。また、クリニック「働く人健康支援室」の保健師をとおりクリニックでの面談も可能です。働く皆さんが心身ともに健康で、ご自身の持っている力を存分発揮しながら、気持ちよく仕事に向かえることを願っています。





# 第 223 回首里城下町クリニック地域むけ医療講演会

テーマ：『大切な腎臓を守るために  
～最近の薬について～』

YouTube 配信



日時：令和5年1月11日（水）午後7時～配信

講師：医療法人麻の会 首里城下町クリニック 田名 毅

その他クリニックに関しては HP をご覧ください <http://www.shuri-jc.jp>

首里城下町クリニック『働く人健康支援室』は、



産業医・内科医  
高血圧が専門です  
田名 毅

あなたの **相談窓口** です！



保健師・産業カウンセラー  
キャリアカウンセラー CDA  
認定産業看護師  
公認心理士 田名彩子

## 相談窓口

産業医は、あなたの職場とそこで働く人々の心とからだの健康を支援します。

★訪問日を設けている事業所の職員は、お気軽に訪問日をご活用下さい。

★クリニック内の『働く人健康支援室』では健康相談を行っています。  
事前にお電話の上、いらしてください。

★クリニック内で産業医との面談は診療の合間となりますが可能です。  
事前にお電話くださり働く人健康支援室で“産業医との面談”とお声掛けください。診察や検査の必要がない限りは無料です。

★その他、電話やメール相談も随時行っています。



認定産業看護師  
山城愛子



保健師・産業カウンセラー  
キャリアカウンセラー CDA  
與儀雅代



## 連絡先

首里城下町クリニック 働く人健康支援室  
098-885-5000

携帯 080-4312-9200(田名彩子)  
メール [sien@sjc.dr-clinic.jp](mailto:sien@sjc.dr-clinic.jp)(働く人健康支援室)

プライバシーは守ります。  
お気軽にご利用下さい！